

IV その他の支援

独自

4 保育園（所）・認定こども園の登園自粛要請に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 保育園（所）・認定こども園の登園自粛に係る保育料の日割り還付

<p>支援内容</p>	<p>保育園の登園自粛要請に応じた場合、保育料を日割り計算で還付する。</p>
<p>対象者</p>	<p>・登園自粛に応じた保育料納付者</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>・保育料を口座振替納付している方は、手続きは不要。 ・保育料を納付書で納付している方は、市が送付する振込先調査票を返送。</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市こども保健部こども保育課 津山市山北520（津山すこやか・こどもセンター） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）</p>
<p>問い合わせ先（申請先）</p>	<p>津山市こども保健部こども保育課 （電話）0868-32-7028</p>
<p>備考</p>	